

ココ大事!



事実が発生した日(会社設立日)から
**14日以内(土日祝や年末年始含む)に
年金事務所で手続きを!!**

※会社が法人になった、従業員が5人以上になったら適用除外の手続きが必要です。

過去にはこんな失敗例が!

ほったらかしにしたり、年金事務所で承認が下りなかった場合は、
建設国保に残りたくても残れません。



法人にした後、ゴールデンウィークがあり
年金事務所への提出が遅れてしまった...



登記した時に適用除外制度を知らず、
気づいたときには登記から14日以上経過していた

登記簿が出来るのを待っていたら
間に合わなかった(+_+)



仕事が忙しく、年金事務所に
手続きに行くのが遅れた



➔ 手続きが遅れそうな場合は、早めに年金事務所に相談しましょう

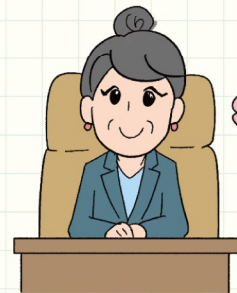
適用除外申請は会社を法人化した
時だけ行う手続きではありません

こんな方いませんか??



CASE 1

建設国保に加入する法人事業所で
新たに従業員を雇ったとき



CASE 2

建設国保に加入する法人事業所で
新たに家族を役員に就任させ、厚生年金をかけたとき



CASE 3

個人事業所で従業員が
5人以上になったとき



CASE 4

5人未満の個人事業所で
従業員に厚生年金をかけたとき

➔ こんな場合も適用除外申請が必要です。個人事業所のまま厚生年金をかけることも可能です (ただし事業主は対象外)